

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

- 東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局私学部私学振興課）…一
- 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部医療助成課）…一
- 土地収用法による収用又は使用の手続開始……………（財務局財産運用部管理課）…二
- 特定計量器定期検査の実施……………（生活文化局計量検定所検査課）…二
- 公共測量の実施（六件）……………（都市整備局都市基盤部調整課）…三
- 都営住宅の廃止……………（都市整備局都営住宅経営部経営企画課）…四
- 都営改良住宅の廃止……………（同）…四
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………（同）…五
- 都営住宅の使用料の変更……………（同）…五
- 都営改良住宅の使用料の変更……………（同）…八
- 都営住宅の駐車場の廃止……………（同）…九
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………（同）…九

- 生活保護法による介護機関の指定……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…九
- 知事指定薬物の指定の失効……………（福祉保健局健康安全部業務課）…二
- 警備員等の検定の実施（二件）……………二
- 教習指導員審査の実施……………三
- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………四

### 告示

#### 内水漁管

- 多摩川のしじみ漁業権免許に伴う漁業権行使の制限……………四
- 東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程……………四

### 公告

- 土地区画整理事業の換地処分による土地及び建物登記の完了……………（都市整備局第一市街地整備事務所事業課）…四

## 規則

東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

### 東京都規則第百十五号

東京都育英資金条例施行規則の一部を改正する規則

東京都育英資金条例施行規則（平成十七年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「指定団体のが」を「指定団体が」に改め、同項第二号中「十四・六パーセント」を「五

パーセント」に改める。

### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都育英資金条例施行規則第十三条第一項第二号の規定は、この規則の施行の日以後の期間に対応する違約金の額の計算について適用し、同日前の期間に対応する違約金の額の計算については、なお従前の例による。

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

### 東京都規則第百十六号

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「老人控除対象配偶者」を「同一生計配偶者（七十歳以上の者に限る。）」に改める。

第四条第一項中「長期譲渡所得の金額、同法」を「長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から

控除する金額を控除した金額）、「短期譲渡所得の金額、同法」を「短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、「地方税法」に改め、同条第二項第二号中「同項第八号に規定する控除を受けた者」の下に「（同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第二号に規定する所得割をいう。以下この号、第六条第五号及び第十一号第三項において同じ。）の納税義務者（同項第十三号に規定する合計所得金額が二百五十万円を超える者に限る。以下この号、第六条第五号及び第十一号第三項において同じ。）及び同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者を含む。」を加え、「同条第三項に該当する」を「同法第三百十四条の二第三項に該当する寡婦（同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらな

い

い

で母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同法第三百十四条の二第三項に該当する者を含む。）である」に改める。

第六号第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 申請者が第四条第二項第二号に規定する地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ及び同項第十二号の規定を読み替えた場合における所得割の納税義務者に該当する場合は、その事実を明らかにすることができる書類

第六条第二項中「前項第四号」の下に「及び第五号」を加える。

第十一条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定による届出は、対象者が第四条第二項第二号に規定する地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ及び同項第十二号の規定を読み替えた場合における所得割の納税義務者に該当する場合は、その事実を明らかにすることができる書類を添えて行わなければならない。

附則

1 この規則は、平成三十年九月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定は、平成三十一年九月一日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例

による。

3 改正後の規則の規定（第二条以外の部分に限る。）は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

告示

●東京都告示第千二百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 起業者の名称  
調布市

二 事業の種類

調布都市計画道路事業三・四・二十八号品川道天神前

線

三 手続が開始される土地

(一) 収用の手続が開始される土地

調布市布田四丁目地内

(二) 使用の手続が開始される土地

なし

四 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所  
調布市役所都市整備部街づくり事業課

●東京都告示第千二百四十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び

第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十条第二項の規定により告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都計量検定所長 林 久美子

- 一 検査地域 武蔵野市
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十年十月一日から同年十一月五日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会  
の名称

●東京都告示第千二百四十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、新宿区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 新宿区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 新宿区地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月二十三日から平成三十一年二月十日まで

●東京都告示第千二百四十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 北区上十条一丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年九月三日から平成三十一年一月三十一日まで

●東京都告示第千二百四十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都知事から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（一級水準測量）

- 三 測量の区域 中央区、港区、江東区、品川区、大田区、中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地各地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月二十三日から平成三十一年三月二十八日まで

●東京都告示第千二百四十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、豊島区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 豊島区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点復旧測量）
- 三 測量の区域 豊島区南大塚二丁目及び南大塚三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年八月十六日から同年九月二十八日まで

●東京都告示第千二百四十九号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、墨田区長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 墨田区
- 二 測量の種類 公共測量（都市再生地籍調査（地籍図根三角点等の座標変換及び地籍図根多角点



<p>●東京都告示第千二百五十三号 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第</p>	<p>三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、</p>	<p>同条例第三条第三項の規定により告示する。 平成三十年八月三十一日 東京都知事 小 池 百合子</p>																																				
<p>●東京都告示第千二百五十四号 東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第 三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年九月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。 平成三十年八月三十一日 東京都知事 小 池 百合子</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> <th>構造及び規模</th> <th>戸 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>亀有四丁目アパート (4号棟)</td> <td>葛飾区亀有四丁目二十三番</td> <td>中層耐火 三四・六平方メートル</td> <td>二〇戸</td> </tr> <tr> <td>同右</td> <td>同右</td> <td>四〇・四平方メートル</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td>同右</td> <td>同右</td> <td>四七・四平方メートル</td> <td>四戸</td> </tr> <tr> <td>同右</td> <td>同右</td> <td>四七・八平方メートル</td> <td>同右</td> </tr> <tr> <td>同右</td> <td>同右</td> <td>五七・一平方メートル</td> <td>同右</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	亀有四丁目アパート (4号棟)	葛飾区亀有四丁目二十三番	中層耐火 三四・六平方メートル	二〇戸	同右	同右	四〇・四平方メートル	同右	同右	同右	四七・四平方メートル	四戸	同右	同右	四七・八平方メートル	同右	同右	同右	五七・一平方メートル	同右	<table border="1"> <thead> <tr> <th>収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)</th> <th>近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二九、一〇〇円</td> <td>六八、七〇〇円</td> </tr> <tr> <td>三四、〇〇〇円</td> <td>八〇、二〇〇円</td> </tr> <tr> <td>三九、九〇〇円</td> <td>九四、一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>四〇、三〇〇円</td> <td>九五、一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>四八、一〇〇円</td> <td>一一三、四〇〇円</td> </tr> </tbody> </table>	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)	二九、一〇〇円	六八、七〇〇円	三四、〇〇〇円	八〇、二〇〇円	三九、九〇〇円	九四、一〇〇円	四〇、三〇〇円	九五、一〇〇円	四八、一〇〇円	一一三、四〇〇円
名 称	位 置	構造及び規模	戸 数																																			
亀有四丁目アパート (4号棟)	葛飾区亀有四丁目二十三番	中層耐火 三四・六平方メートル	二〇戸																																			
同右	同右	四〇・四平方メートル	同右																																			
同右	同右	四七・四平方メートル	四戸																																			
同右	同右	四七・八平方メートル	同右																																			
同右	同右	五七・一平方メートル	同右																																			
収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)																																					
二九、一〇〇円	六八、七〇〇円																																					
三四、〇〇〇円	八〇、二〇〇円																																					
三九、九〇〇円	九四、一〇〇円																																					
四〇、三〇〇円	九五、一〇〇円																																					
四八、一〇〇円	一一三、四〇〇円																																					

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	南青山一丁目アパート(6号棟)	港区南青山1-3	40.7	1	40,300	159,200
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート(1号棟)	港区南麻布4-3	34.8	1	30,700	75,000
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	2	33,600	68,900
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(6号棟)	新宿区戸山2-6	38.3	1	32,300	58,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(30号棟)	新宿区戸山2-30	40.1	1	34,000	72,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2-33	40.1	1	34,200	74,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(28号棟)	新宿区戸山2-28	43.3	1	37,300	65,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(11号棟)	新宿区戸山2-11	40.3	2	35,200	71,800
一般都営	中層耐火	西大久保アパート(1号棟)	新宿区大久保3-13	48.1	1	41,900	70,400
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	3	29,500	45,700
一般都営	高層耐火	東大久保一丁目アパート(1号棟)	新宿区新宿6-13	42.2	1	36,400	57,500
一般都営	中層耐火	下谷三丁目アパート(4号棟)	台東区下谷3-11	42.3	1	34,500	57,500
一般都営	高層耐火	文花一丁目アパート(35号棟)	墨田区文花1-28	37.8	3	25,900	45,000
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(8号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	63,800
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	64,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,700	46,400
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート(2号棟)	江東区東砂1-5	42.3	1	34,500	48,300
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(2号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,300	36,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	47,800
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(8号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	47,800
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(17号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(19号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	36,900
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	47,800
一般都営	高層耐火	東砂三丁目アパート(2号棟)	江東区東砂3-22	34.4	1	28,200	34,400
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	34,000	52,000
一般都営	高層耐火	塩浜一丁目第2アパート(4号棟)	江東区塩浜1-3	51.2	1	44,200	74,800
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	67,300
一般都営	中層耐火	八潮五丁目アパート(3号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,500	91,400
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(3号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	91,400
一般都営	高層耐火	西六郷四丁目アパート(2号棟)	大田区西六郷4-25	55.9	1	46,400	74,200
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート(1号棟)	大田区羽田5-12	32.6	1	25,400	37,000
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)	大田区矢口2-21	32.9	2	26,100	35,100

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート(14号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,700	65,500
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート(11号棟)	大田区大森西4-13	55.9	1	46,300	78,200
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(3号棟)	世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,500	73,400
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(49-2号棟)	渋谷区笹塚2-49	38.7	1	33,000	74,700
一般都営	中層耐火	渋谷一丁目アパート(29号棟)	渋谷区渋谷1-23	59.6	1	58,500	150,000
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	3	30,900	71,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	76,300
一般都営	中層耐火	堀の内三丁目アパート(19号棟)	杉並区堀の内3-49	37.6	1	27,700	34,600
一般都営	高層耐火	王子本町アパート(16号棟)	北区王子本町3-4	37.3	1	29,500	52,700
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	3	32,200	54,000
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)	荒川区西尾久8-10	51.2	1	38,600	72,600
一般都営	高層耐火	坂下一丁目アパート(10号棟)	板橋区坂下1-8	42.2	3	31,800	46,000
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,600	65,200
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート(1号棟)	練馬区春日町5-30	51.2	1	39,600	73,800
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(2号棟)	練馬区富士見台3-49	36.4	1	27,300	50,900
一般都営	中層耐火	練馬富士見台三丁目アパート(4号棟)	練馬区富士見台3-51	39.0	1	29,100	58,000
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート(2号棟)	練馬区北町8-31	55.9	1	43,700	80,100
一般都営	中層耐火	早宮三丁目第2アパート(10号棟)	練馬区早宮3-36	55.9	2	43,900	83,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(3号棟)	練馬区南田中3-31	33.4	1	24,500	47,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート(35号棟)	練馬区石神井町1-1	33.4	1	24,500	46,800
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート(2号棟)	練馬区貫井1-45	55.9	1	44,100	83,500
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(2号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,400	73,500
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート(5号棟)	足立区六月2-29	55.9	1	41,200	69,400
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート(4号棟)	足立区西保木間1-3	55.9	1	41,400	71,000
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート(1号棟)	足立区島根4-19	59.6	1	44,200	78,600
一般都営	中層耐火	青井四丁目アパート(2号棟)	足立区青井4-36	51.0	1	38,000	71,200
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(2号棟)	足立区保木間1-35	42.3	1	30,200	41,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(4号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(19号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,300
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(21号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(6号棟)	足立区西保木間4-3	33.4	1	23,000	37,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(13号棟)	足立区西保木間4-4	37.3	1	25,600	42,000

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	谷在家アパート (8号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,000
一般都営	中層耐火	谷在家アパート (11号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,000
一般都営	高層耐火	谷在家アパート (12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,900	38,600
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,700	33,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (5号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,000
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (10号棟)	足立区辰沼1-2	41.7	1	29,300	42,800
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート (6号棟)	足立区南花畑4-11	33.4	1	22,900	37,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート (5号棟)	足立区花畑4-4	38.3	1	26,100	37,900
一般都営	高層耐火	花畑第4アパート (11号棟)	足立区花畑8-4	42.0	1	28,400	42,700
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (2号棟)	足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	40,700
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート (6号棟)	足立区西新井6-15	39.0	1	27,600	37,500
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目第2アパート (3号棟)	足立区竹の塚7-4	39.0	1	28,100	46,500
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート (6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	40,200	66,300
一般都営	中層耐火	お花茶屋三丁目アパート (2号棟)	葛飾区お花茶屋3-16	55.8	1	42,700	82,000
一般都営	中層耐火	亀有一丁目第2アパート (2号棟)	葛飾区亀有1-3	59.6	1	45,000	82,200
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート (4号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,600	79,700
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート (1号棟)	葛飾区西水元5-3	59.6	1	44,000	73,900
一般都営	高層耐火	宇喜田町アパート	江戸川区中葛西4-9	51.2	1	39,900	59,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地 (16-1号棟)	八王子市鹿島16	42.3	1	21,700	34,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地 (18-3号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	42,500
一般都営	中層耐火	長房西アパート (2-1号棟)	八王子市長房町891	51.0	1	27,100	47,800
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地 (3-4-7号棟)	八王子市南大沢3-4	61.4	1	35,800	75,500
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート (53号棟)	立川市富士見町6-53	42.3	1	23,500	42,700
一般都営	中層耐火	立川柴崎町六丁目アパート (5号棟)	立川市柴崎町6-5	55.9	1	32,900	63,900
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート (7号棟)	武蔵野市境5-15	55.9	1	42,600	87,100
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート (14号棟)	三鷹市上連雀7-26	48.1	1	35,400	69,300
一般都営	中層耐火	井の頭五丁目アパート (10号棟)	三鷹市井の頭5-20	39.0	1	28,300	57,300
一般都営	中層耐火	府中美好町二丁目第2アパート (2号棟)	府中市美好町2-12	42.3	1	23,700	59,000
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート (1号棟)	府中市紅葉丘1-32-1	62.1	1	39,100	86,800
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート (7号棟)	府中市晴見町2-18	58.1	1	35,800	83,500
一般都営	高層耐火	昭島玉川町アパート (2号棟)	昭島市玉川町1-8	38.2	1	18,100	42,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (5号棟)	調布市国領町3-8-15	45.1	1	25,200	54,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (6号棟)	調布市国領町3-8-35	53.5	2	32,000	76,800

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート (8号棟)	調布市国領町8-1-35	51.2	1	30,600	73,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート (2号棟)	調布市富士見町4-6-1	62.1	1	37,900	86,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町三丁目第2アパート (5号棟)	調布市富士見町3-19-1	56.8	1	34,800	83,300
一般都営	中層耐火	佐須町アパート (4号棟)	調布市佐須町4-1-1	62.1	1	39,300	90,900
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート (4号棟)	調布市染地1-1-2	60.2	1	36,700	85,100
一般都営	中層耐火	染地一丁目アパート (5号棟)	調布市染地1-1-39	51.0	1	31,000	72,100
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート (2号棟)	調布市染地3-3-1	48.1	1	28,100	63,200
一般都営	中層耐火	町田中町四丁目アパート (4号棟)	町田市中町4-7	59.6	1	35,900	81,200
一般都営	高層耐火	木曾森野第1アパート (A-1号棟)	町田市木曾森1-1	55.8	2	36,000	73,200
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (2号棟)	町田市成瀬7-10	51.0	1	27,500	54,000
一般都営	高層耐火	成瀬アパート (6号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	64,100
一般都営	中層耐火	成瀬アパート (10号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	60,500
一般都営	中層耐火	山崎町アパート (6号棟)	町田市山崎町840	60.9	1	32,300	56,500
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート (6号棟)	町田市相原町3190	55.9	2	29,900	58,400
一般都営	中層耐火	小金井中町二丁目アパート (1号棟)	小金井市中町2-1-7	61.3	1	39,200	94,000
一般都営	中層耐火	学園西町一丁目アパート (2号棟)	小平市学園西町1-28	55.9	1	33,200	72,200
一般都営	中層耐火	日野三沢アパート (4号棟)	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,800	39,100
一般都営	中層耐火	秋津町一丁目アパート (1号棟)	東村山市秋津町1-28	51.1	1	30,200	60,400
一般都営	中層耐火	東村山富士見町アパート (2号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	1	23,100	44,800
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート (1号棟)	国立市北3-25	39.6	1	20,400	47,600
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート (2号棟)	西東京市緑町3-8	61.3	1	38,400	83,200
一般都営	中層耐火	田無芝久保西丁目アパート (4号棟)	西東京市芝久保町4-25	56.8	1	35,000	75,800
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (2号棟)	西東京市南町3-23	59.6	1	38,100	86,900
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート (3号棟)	西東京市南町3-23	60.5	1	38,500	88,200
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート (46号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,100	72,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート (20号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート (23号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート (24号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	40,800
一般都営	中層耐火	狛江アパート (29号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート (35号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート (36号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,000
一般都営	中層耐火	狛江アパート (37号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,000
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート (12号棟)	清瀬市竹丘1-7	48.1	1	27,100	53,500

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-7号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-8号棟)	多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,300
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(3-1-1号棟)	多摩市諏訪3-1	58.0	1	31,000	61,800
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,400	35,200
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-4号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-6号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-1号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-1-2号棟)	多摩市貝取3-1	55.9	1	30,600	55,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(3号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	67,200

●東京都告示第千二百五十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 条第二項及び第五十六号第一項第三号の規定に基づき都  
 営改良住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年九月  
 一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により  
 告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位 置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,700
改良	高層耐火	越中島三丁目アパート(14号棟)	江東区越中島3-2	37.8	1	30,800
改良	中層耐火	西糞谷二丁目アパート(1号棟)	大田区西糞谷2-23	36.4	1	29,100
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(52-1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	2	31,500
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(52-2号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-52	36.4	1	31,500
改良	中層耐火	西巣鴨二丁目アパート(24-1号棟)	豊島区西巣鴨2-24	36.2	1	28,500
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート(2号棟)	荒川区荒川7-8	48.8	1	36,100
改良	中層耐火	平井一丁目アパート(8号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,900

●東京都告示第千二百五十六号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数  
桐ヶ丘アパート一〇三 北区桐ヶ丘二丁目八 四五区画  
駐車場 番

●東京都告示第千二百五十七号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数  
桐ヶ丘アパート一〇四 北区桐ヶ丘二丁目一 九六区画  
駐車場 番ほか  
亀有四丁目アパート駐 葛飾区亀有四丁目十 三二区画  
車場 四番

●東京都告示第千二百五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四

条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1342254720	株式会社明友	千葉県市川市市川南1-1-8 市川サンハイツ1107室	まりも薬局	東京都葛飾区高砂5-47-3	居宅療養管理指導	平成30年6月1日
1342254720	株式会社明友	千葉県市川市市川南1-1-8 市川サンハイツ1107室	まりも薬局	東京都葛飾区高砂5-47-3	介護予防居宅療養管理指導	平成30年7月1日
1341159391	有限会社柴田薬局	東京都大田区東蒲田2-30-12	しばた薬局	東京都大田区東蒲田2-30-12	居宅療養管理指導	平成30年4月1日
1341159391	有限会社柴田薬局	東京都大田区東蒲田2-30-12	しばた薬局	東京都大田区東蒲田2-30-12	介護予防居宅療養管理指導	平成30年4月1日
1331548825	藤村 長久	東京都世田谷区松原2-10-11	藤村歯科医院	東京都杉並区和泉3-46-9 Y S 第一ビル1階	居宅療養管理指導	平成30年6月1日
1331548825	藤村 長久	東京都世田谷区松原2-10-11	藤村歯科医院	東京都杉並区和泉3-46-9 Y S 第一ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年7月1日
137226019	株式会社学研コソファン	東京都品川区西五反田2-11-8	学研コソファン水元	東京都葛飾区水元4-5-1	居宅介護支援	平成30年4月1日
1341852706	有限会社さぜ薬局	東京都荒川区東尾久6-9-20	さぜハート薬局	東京都荒川区東尾久6-5-5	居宅療養管理指導	平成30年7月1日
1341852706	有限会社さぜ薬局	東京都荒川区東尾久6-9-20	さぜハート薬局	東京都荒川区東尾久6-5-5	介護予防居宅療養管理指導	平成30年7月1日
1370100743	社会福祉法人新生寿会	岡山県井原市木之子町2330	通所介護ジロール神田佐久間町	東京都千代田区神田佐久間町3-16-6	認知症対応型通所介護	平成30年6月1日
1370100743	社会福祉法人新生寿会	岡山県井原市木之子町2330	通所介護ジロール神田佐久間町	東京都千代田区神田佐久間町3-16-6	介護予防認知症対応型通所介護	平成30年7月1日
1390900221	社会福祉法人さくら会	東京都品川区南大井5-19-1	品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム 大井林町倶楽部	東京都品川区東大井4-9-1	小規模多機能型居宅介護	平成30年4月1日
1390900221	社会福祉法人さくら会	東京都品川区南大井5-19-1	品川区立大井林町地域密着型多機能ホーム 大井林町倶楽部	東京都品川区東大井4-9-1	介護予防小規模多機能型居宅介護	平成30年7月1日
1345550710	編山 治美	東京都世田谷区給田5-2-13-808	マツバ薬局	東京都世田谷区南島山4-23-13 ハイムピア南島山1階	居宅療養管理指導	平成30年6月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1345550710	編山 治美	東京都世田谷区給田5-2-13-808	マツバ薬局	東京都世田谷区南島山4-23-13 ハイムピア南島山1階	介護予防居宅療養管理指導	平成30年7月1日
1311633338	阿部 俊夫	東京都豊島区池袋3-70-1	阿部医院	東京都豊島区池袋3-70-1	介護予防居宅療養管理指導	平成30年4月1日

●東京都告示第千二百五十九号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成三十年八月三十一日

東京都知事 小池 百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

- (一) 化学名 ニー(エチルアミノ)ーニフェニルシクロヘキサンーオン及びその塩類(通称名 Deschloro-N-ethylketamine、ニ-Oxoi-PCPE、O-PCPE)
- (二) 化学名 メチルニー「ニ(五-フルオロペンチル)ーイ-ヒンドール」ニカルボキサミド「ニ三・ニジメチルブタノアト及びその塩類(通称名五F-MDMB-PICA)

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成三十年厚生労働省令第九号)の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるため

三 失効年月日

平成三十年九月一日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第302号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。

平成30年8月31日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

平成30年12月8日(土曜日)

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成31年1月19日(土曜日)

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第3号の警備業務(雑踏警備業務に係るものをいう。)に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

45名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。

(1) 検定申出の受付期間

平成30年10月22日(月曜日)及び同月23日(火曜日)の2日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付専用電話

警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係

03(3581)8201

6 申請手続

(1) 受付期間

平成30年10月30日(火曜日)から同年11月1日(木曜日)までの3日間

午前8時30分から午後5時まで

(2) 受付場所

規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。

ア 東京都内の住所地在を管轄する警察署

イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 申請書類

ア 検定申請書 1通

イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、

<p>横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉</p> <p>ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地进行住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り明らかとなる書面</p> <p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>(4) 検定手数料 13000円</p> <p>7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312</p> <p>●東京都公安委員会告示第303号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第7条の規定により次のとおり告示する。 平成30年8月31日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英 記</p> <p>1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験</p>	<p>平成30年12月8日(土曜日) 午前8時30分から午前11時まで</p> <p>(2) 実技試験 平成31年1月19日(土曜日) 午前8時30分から午後4時30分まで</p> <p>2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁駿洲運転免許試験場</p> <p>3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務(以下「交通誘導警備業務」という。)に係る規則第4条に規定する1級の検定(以下「1級検定」という。)</p> <p>4 検定予定人員 30名</p> <p>5 受検対象者 (1) 規則第4条に規定する2級の検定(交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの</p> <p>(2) 東京都公安委員会が前(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者</p> <p>6 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 検定申出の受付期間</p>	<p>平成30年10月24日(水曜日)及び同月25日(木曜日)の2日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03 (3581) 8201</p> <p>7 申請手続 (1) 受付期間 平成30年10月30日(火曜日)から同年11月1日(木曜日)までの3日間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(2) 受付場所 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地进行を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署</p> <p>(3) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの) 2葉 ウ 前(2)の受付場所に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(2)のアに該当する者は、住所地进行住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在り明らかとなる書面</p>
---	---	--

<p>(イ) 前(2)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書</p> <p>ただし、前(2)のフ及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。</p> <p>エ 前記5に該当することを疎明する次の書面 各1通</p> <p>(フ) 前記5の(1)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する警備業務従事証明書(以下「警備業務従事証明書」という。)</p> <p>ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。</p> <p>(イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し</p> <p>(4) 検定手数料 14,000円</p> <p>8 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312 _____</p> <p>●東京都公安委員会告示第304号 技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項に</p>	<p>において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>平成30年8月31日 東京都公安委員会 委員長 渡 邊 佳 英</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査 (2) 中型自動車免許教習指導員審査 (3) 準中型自動車免許教習指導員審査 (4) 普通自動車免許教習指導員審査 (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査 (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査 (7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査 (8) 牽引<sup>けんいん</sup>免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>フ 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>フ 教則の内容となっている事項その他自動車の運転</p>	<p>に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 平成30年10月1日(月曜日)から同月5日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 平成30年9月13日(木曜日)及び同月14日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p>
---	---	--

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成30年9月3日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証を提示すること。

7 審査手数料

大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品及び服装

(1) 携行品

ア 運転免許証

イ 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

(2) 服装

自動車の運転に支障のない服装

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課  
電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264

### 告 示（内水漁管）

#### ●東京都内水面漁場管理委員会指示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百十条第四項の規定に基づき、漁業権の行使の制限について、次のとおり指示する。  
平成三十年八月三十一日

東京都内水面漁場管理委員会

会長 安 永 勝 昭

#### （漁業権の行使の制限）

- 一 内共第十三号及び内共第十四号による第一種共同漁業の免許を受けた者は、当該免許の漁場の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。（指示の有効期間）
- 二 この指示の有効期間は、平成三十年九月一日から平成三十一年八月三十一日までとする。

### 規 程（水）

#### ●東京都水道局管理規程第十一号

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成三十年八月三十一日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の退職手当に関する規程（昭和三十五年東京都水道局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「中期目標管理法等の職員」を「中期目標管理法法人等の役員」に、「職員としての勤続期間に通算すること」に定めている法人に限る。の職員」を「役員としての勤続期間に通算すること」に定めている法人に限る。の役員」に改める。  
第十七条中「地方公共団体等の職員」を「地方公共団体等の役員」に改める。

#### 附 則

この規程は、平成三十年九月一日から施行する。

### 公 告

土地区画整理事業の換地処分による土地及び建物登記の完了について

東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業の施行により変動があつた土地及び建物に係る土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十二条第二項の規定による登記が完了したので、東京都市計画事業篠崎駅東部土地区画整理事業施行細則（平成七年東京都規則第百三十四号）第十一条の規定に基づき公告する。  
平成三十年八月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

行 東 京 都 本 号 一 箇 月 五 〇 円  
 発 電 話 〇 三 ( 五 三 二 一 ) 一 一 一 一 ( 代 ) 郵 便 番 号 1 6 3 - 8 0 0 1 定 価  
 刷 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社  
 電 話 〇 三 ( 三 八 二 ) 五 二 〇 一 ( 代 ) 郵 便 番 号 1 1 3 - 0 0 0 1